

# 死刑執行に関する声明

平成29年12月19日

犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォーラム）  
共同代表 弁護士 杉本吉史  
同 弁護士 山田 廣

本日、2名死刑が執行されました。

死刑制度は、人の命を絶つ極めて重大な刑罰ですから、慎重な態度で臨む必要があることは言うまでもありません。

しかし、死刑制度は最高裁判例でも合憲とされている制度であり、死刑判決は極めて凶悪で重大な罪を犯した者に対し、裁判所が慎重な審理を尽くした上で、言い渡されています。

法律に従い、執行されるのは当然のことであり、執行に反対することは法律を遵守しなくても良いと述べていることと同じことです。

法治国家である以上、今後も法務大臣において、法律が遵守されることは当然のことと思料します。

ところで、今回執行された者は再審請求中でした。一部に、再審請求中の執行を非難する見解もあるようですが、しかし、再審請求中であっても、執行を停止しなければならないとの法の規定はありません。逆に、再審請求を延命のため濫用している事例があるとしたら、被害者遺族にとっては耐え難いことであり、二次被害を与えるものです。また、加害者が犯行当時、少年であっても、被害者からすれば、大切な人を失った悲しみ、苦しみや無念さは変わりなく、少年だからと言って、死刑執行を回避すべきではありません。

法務大臣は法の建前に従い、粛々と法を執行したものであり、被害者遺族からすれば、歓迎すべき執行であり、当フォーラムでも、これを強く支持します。